

中型		中型		準
一 種	二 種	一 種	二 種	中 型

中型		中型		準
一 種	二 種	一 種	二 種	中 型

に改める。

様式第19号中「大型 中型」を「中型 準中型」に改める。

様式第19号の3中「第90条第8項()の次に「第102条第1項、第102条第2項、第102条第3項、」を加える。

様式第20号の2中「第97条の2第1項第3号」を「第97条の2第1項第3号のイ」に、「の規定」を「、第101条の7第3項)の規定」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

交通企画課



長野県告示第76号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	佐久市中込3400-28	平成32年2月28日

医療推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、茅野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 记載後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 记載後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第79号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 记載後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第80号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第82号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西三才	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市	上野二丁目 " " " " 三才 西三才	大原	137番3 120番8 249番5 328番1 248番76 248番8 192番9	1号及び2号 3号 4号、5号及び6号 7号 8号、9号、11号及び12号 10号 13号、14号及び15号

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雨境望月線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市協和字岩下3290番の41地先から 佐久市協和字鳶石3222番の2地先まで	旧	m 11.4~42.0	km 0.6708
同上	新	m 11.4~42.0	km 0.6708

道路管理課

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 曽根藤ノ木線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字豊田字砂田601番の3地先から 飯山市大字豊田字清水尻91番の3地先まで	旧	m 7.1~11.5	km 0.7000
同上	新	m 10.3~13.7	km 0.7000

- 2(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 信濃平停車場線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常盤字繩手2142番の1地先から 飯山市大字常盤字繩手2158番の1地先まで	旧	m 5.5~8.1	km 0.0910
同上	新	m 5.5~8.6	km 0.0910

- 3(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 関沢小沼線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常盤字入道渕6010番の3地先から 飯山市大字常盤字西沖5506番の3地先まで	旧	m 6.9~11.4	km 0.1126
同上	新	m 8.3~15.0	km 0.1120

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 路線名 雨境望月線
- 2 供用を開始する区間
佐久市協和字岩下3290番の41地先から
佐久市協和字鳶石3222番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年2月27日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1(1) 路線名 飯島飯田線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市北方173番の7地先から
飯田市北方325番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年3月1日
- 2(1) 路線名 赤石岳公園線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原4806番の3地先から
下伊那郡大鹿村大河原4797番の33地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年2月27日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1(1) 路線名 信濃平停車場線

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字常盤字繩手2142番の1地先から
飯山市大字常盤字繩手2158番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成29年2月27日

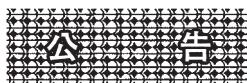
2(1) 路線名 関沢小沼線

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字常盤字入道渕6010番の3地先から
飯山市大字常盤字西沖5506番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成29年2月27日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成29年2月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人M i - S h a

3 代表者の氏名

橋本 みすず

4 主たる事務所の所在地

松本市大字三才山1465番地

5 定款に記載された目的

この法人は、三才山一の瀬・小寺尾地域を拠点に、同地域の豊かな資源を活用した地域コミュニティの形成及び活性化とともに、他団体と連携をとりながら、地域の魅力や長所の醸成・再認識・共有及び情報発信を推進し、ひいては地域経済の活性化と住民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成29年2月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人諏訪広域ドローン協力会

3 代表者の氏名

北澤 晃

4 主たる事務所の所在地

諏訪市清水一丁目2番20号

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪広域の住民等に対し、各行政・各種団体・機関等と連携して、ドローン（無人航空機）を活用した、先進的な手法による防災・災害対応、遭難者・人命救助に関する事業やドローンパイロットの育成・用途開発のための実証実験場の提供等の事業を行い、すべての人々が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりと、事故防止等の活動や、ドローンの普及、地域の活性化、観光・地場産業等の振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成29年2月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社長門興業

小県郡長和町長久保473番地1

下村 正志

長野県知事（般-27）第19199号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ぜる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年3月13日から平成29年3月15日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社長門興業の代表取締役下村正志は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、上田簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成28年2月18日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課